

宝塚市育成会システム導入事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名 宝塚市育成会システム導入事業
- (2) 目的 市が宝塚市育成会システム（以下「育成会システム」といいます。）を導入するに際し、事業者による提案に基づき、システムの機器構成、ソフトウェア等の機種（以下「機種」といいます。）システムの構築・保守方法を選定する手続き（以下「機種選定」といいます。）について必要な事項を定める。
- (3) 業務内容 宝塚市育成会システムの導入
- (4) 業務期間(履行期間) 2018年10月1日～2023年9月30日
(契約期間 2018年2月～2023年9月30日)

2 提案限度額 20,678,000円

（5年間のリース契約総額、消費税（全期間8%）を含みます。
リース料率は1.90%で積算すること。）

なお、見積価格が提案限度額を超過した場合は、失格とします。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 宝塚市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 近畿地方（和歌山県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）に本店若しくは支店、営業所等の事業活動拠点を有すること。
- (3) 本事業にて提案するシステムを、人口20万人以上の地方公共団体にて稼働している実績を有していること。
- (4) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 提案事業者自身、または提案事業者に所属する事業所が、ISO27001又はISMS認証のいずれかを取得していること。※参加申請時に認証を取得していることがわかる書類を添付すること
- (7) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しないこと。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：平成29年11月22日（水） 17時00分まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書により、電子メールにて提出すること。
※ 電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：平成29年11月27日（月）
- (4) 回答方法：参加申込書を提出している者すべてに回答するとともに市ホームページに掲載。

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ①宝塚市育成会システム提案書 原本1部、副本6部
- ②育成会システム調書 原本1部、副本6部
- ③育成会システム機能一覧 原本1部、副本6部
- ④参考資料（ソフトウェアのカタログ・説明資料、画面一覧・帳票一覧、会社概要等） 原本1部、副本6部
- ⑤見積書 原本1部、副本6部

(2) 作成要領

- ① 「宝塚市育成会システム提案書」、「育成会システム調書」、「育成会システム機能一覧」は、別紙様式1・2・3を使用してください。
- ② 市は、参考資料（ソフトウェアのカタログ・説明資料、画面一覧・帳票一覧、会社概要等）の様式を指定しませんので、その提案がわかりやすい形式で、任意に作成してください。なお、既存のものを使用しても差しつかえありません。
- ③ 「ソフトウェアのカタログ・説明資料」の内容は、別紙3の「標準仕様書」に準拠した提案を、図解、表等を適宜使用し、簡潔に記載してください。なお、当該説明資料については、特にページ数の制限を設けませんが、できるだけ簡素化を図ってください。
- ④ プレゼンテーションにおいては、この提案書の内容が説明されることを前提条件とします。
- ⑤ 見積書は、次表の区分に基づき見積もってください。

明 細	説 明	区 分
(1) ソフトウェア 経費	・提案システムが正常に動作するうえで、ソフトウェア（パッケージ等）に必要な経費はすべて計上すること。※下記(2)のカスタマイズ経費を除く。	①リース料総額 (5年間) (毎年均等)
(2) カスタマイズ 経費	・提案システムが正常に動作するうえでカスタマイズに必要な経費はすべて計上すること。	
(3) システム連携 に要する経費	・共通基盤による市民税課税データ連携及び住民基本台帳データ連携に要する経費はすべて計上すること。特に、インターフェイスの設計・プログラム作成に要する費用、データ連携運用のための費用。	
(4) 導入支援経費	・システムのインストール、サーバの設定作業、既存のデータベースを提案システムへ移すための費用、ユーザの操作研修等を計上すること。	

(5) 保守管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年（60か月）間に見込まれる保守管理費用を、ソフトウェアに区分して計上すること。 ・ ソフトウェアについては、提案者が想定する軽微な法改正その他定型的なサポートに要する保守管理費を計上すること。 	
-----------	---	--

⑥ 見積書には、原則として、次の項目を明示してください。

①品名等 ②品番、型式 ③単価 ④数量 ⑤単位 ⑥金額 ⑦保守サービスの有無

(3) 提出期限等

①提出期限：平成29年（2017年）12月11日（月）午後5時00分まで（必着）

②提出場所：宝塚市役所子ども未来部子ども育成室青少年課

③提出方法：持参によること。

④提案書は、採否に関わらず、提案者に返還しません。

6 審査方法

(1) プロポーザルの審査

提出された企画提案書等の書類の審査及びプレゼンテーションを行い、審査資料（①育成会システム調書、②参考資料、③見積書）及び業者が行ったプレゼンテーションの内容について、審査基準に基づき総合的に評価し、最も高い評価を得た提案を決定します。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、文書により参加者全員に通知します。

7 審査基準及び配点

(1) 企画提案の内容（機能要件を含む）・実施体制 55点

(2) 見積価格 20点

(3) 業務実績 5点

(4) プレゼンテーション 20点

8 日程

- ・ 公示 平成29年11月20日（月）
- ・ 質問受付締切 平成29年11月22日（水） 17時00分まで
- ・ 質問回答 平成29年11月27日（月）
- ・ 機種提案意思表明書の提出期限 平成29年11月30日（木）
- ・ 提案書一式書類受付締切 平成29年12月11日（月）17時00分まで
- ・ プレゼンテーションの実施 平成29年12月19日（火）（予定）
（詳細については、機種提案意思表明書提出後通知します。）
- ・ 結果通知 平成29年12月下旬（予定）
- ・ 入札 平成30年 1月（予定）
- ・ 契約締結 平成30年 2月（予定）
- ・ テスト導入開始 平成30年 9月 1日（予定）

・業務開始 平成30年10月 1日

9 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記3の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) ヒアリング等に出席しなかったとき
- (7) 価格見積書の金額が、前記2に示した価格（提案限度額）を超過しているとき

10 契約

受託候補者選定後、発注原課が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがあります。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返還しないと、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 契約を締結する際に、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団の排除の推進に関する要綱第3条第3号に基づく誓約書を提出すること。
- (6) システムのリース契約の仕様として、提出書類及びプレゼンテーション内容等をリース業者入札に際し、提示の要請があった場合に開示します。

12 担当部署（問い合わせ先）

宝塚市役所子ども未来部子ども育成室青少年課
宝塚市東洋町1-1 TEL0797-77-2030（直通）
e-mail: m-takarazuka0055@city.takarazyka.lg.jp